

## 会 議 の 開 催 結 果

1 会議名	平成30年度第1回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成30年7月4日（水）午後2時30分～午後4時05分
3 開催場所	市役所本庁舎5階第1委員会室
4 会議の概要	<p>3. 議 事</p> <p>(1) 越谷市介護保険運営協議会について</p> <p>(2) 第7期事業計画について</p> <p>(3) 地域包括支援センター事業報告について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	( 公 開 ) ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 TEL 963-9305 (直通)
9 その他	

# 平成30年度 第1回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時：平成30年7月4日（水）、午後2時30分～午後4時05分

場 所：市役所本庁舎5階第1委員会室

出席者

委 員：田口会長、星野副会長、大谷委員、川戸委員、菰田委員、佐々木委員、佐藤委員、蓮見委員、藤田委員、齋藤委員、松下委員、北山委員、吉田委員、青木委員、平林委員、山中委員、高橋委員、辻委員、堀切委員

事務局：島田福祉部地域包括ケア推進担当部長、小田福祉部副部長兼福祉推進課長、中井福祉部副参事兼地域包括ケア推進課長、久保田福祉部地域包括ケア推進課調整幹兼地域包括総合支援センター長、関福祉部地域包括ケア推進課副課長、加藤福祉部介護保険課長、三田寺福祉部介護保険課調整幹、野口保健医療部地域医療課長  
外6名

傍聴者：なし

《以下議事録》

## 1 開 会

司 会 これより、平成30年度第1回越谷市介護保険運営協議会の会議を開催させていただきます。

まず初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立するとなっております。本日は、委員総数21名のうち19名の方が出席されておりますので、ここに会議が成立していることを報告させていただきます。

まず開会に先立ちまして、本日出席しております職員のうち、管理職の職員の紹介をさせていただきます。

まず、島田地域包括ケア推進担当部長でございます。

島田部長 島田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、小田福祉部副部長兼ねて福祉推進課長でございます。

小田副部長 小田です。よろしくお願いいたします。

司 会 中井福祉部副参事兼ねて地域包括ケア推進課長でございます。

中井副参事 中井です。よろしくお願いいたします。

司 会 久保田福祉部地域包括ケア推進課調整幹兼ねて地域包括総合支援センター長でございます。

久保田調整幹 久保田でございます。よろしくお願いいたします。

司 会 加藤福祉部介護保険課長でございます。

加藤課長 加藤でございます。よろしくお願いいたします。  
司 会 野口保健医療部地域医療課長でございます。  
野口課長 野口と申します。よろしくお願いいたします。  
司 会 関福祉部地域包括ケア推進課副課長でございます。  
関副課長 よろしく願いいたします。  
司 会 そして、最後に私、福祉部介護保険課調整幹の三田寺と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に会議の資料の確認をさせていただきたいと思います。

机の上に会議の資料があるかと思いますが、ご確認いただければと思います。まず、1点目が会議の次第でございます。続いて、委員名簿でございます。3点目が、資料1.平成30年度第1回越谷市介護保険運営協議会という名前の資料がございます。続いて、4点目が別冊平成29年介護保険法等改正です。5点目が参考資料、6点目が、第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の冊子でございます。そして、同じような書類ですが、7点目が第7期計画の概要版になっております。

以上7点を配付しておりますが、資料の足りない委員さんいらっしゃいましたら、事務局までお申しつけいただければと思いますが、資料は皆様よろしいでしょうか。

なお、本日の会議では、委嘱状の交付前ということで、資料は本日、当日の配付となりましたが、次回の会議からは、約1週間前にはお手元に配付させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、次に委員の皆様にお願いがございます。

本日の審議において、ご発言の際には、お手元に卓上マイクがございます。ボタンを1回押していただきますとランプがつかますので、ランプが点灯されてからお話しいただくようお願いいたします。

また、本日の会議の会議録を作成するために、会議の録音をさせていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

なお、会議の進行につきましては、介護保険条例施行規則により、会長が会議の議長となっておりますが、会長が選出されるまでは事務局の私が進行させていただきたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

## 2 会長、副会長の選出について

司 会 それでは、本日の次第に従いまして、進行を進めさせていただきます。  
資料1の2ページ目をお開きください。

次第2の会長及び副会長各1名の選出を行いたいと存じます。

当運営協議会の会長・副会長につきましては、介護保険条例施行規則第8条に、委員の互選によって定めとなっております。どなたか、会長・副会長のご推薦をいただけますでしょうか。

A 委員 初めに、会長でございますが、引き続き埼玉県立大学保健医療福祉学部教授の田口委員にお願いしたいと思います。

また、副会長につきましては、引き続き文教大学さんからということで、文教大学人間科学部教授の星野委員にお願いできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

司 会 ありがとうございます。

ただいま会長に県立大学から選出の田口委員、副会長に文教大学から選出の星野委員とのご推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

司 会 それでは、会長に田口孝行委員さん、副会長に星野晴彦委員さんをお願いしたいと存じます。ご承認いただけます方は、拍手でご承認お願ひいたします。

〔賛成者拍手〕

司 会 ありがとうございます。

それでは、田口委員に当協議会の会長を、星野委員に副会長をお引き受けいただくことになりました。恐れ入りますが、会長・副会長は前の席に移動お願ひいたします。

それでは、早速ですが、会長・副会長のご就任に当たり、ご挨拶をいただきたいと思います。

田口会長よりお願ひいたします。

田口会長 ただいま会長にご推薦いただきました埼玉県立大学の田口と申します。

これで私、先ほども申しましたが3期目になります。2期務めてまいりましたが、なかなか進行も慣れるということはないのですが、先ほど、委員からもありましたように、越谷の市民が安心して暮らせる、それからまた充実して暮らせるというところを念頭に置きまして、それで会議の進行に努めていきたいなと思っておりますので、ご意見、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

司 会 ありがとうございます。

次に、星野副会長、お願ひいたします。

星野副会長 このたび、初めてこちらに来させていただきました。そしてまた副会長職を仰せつかりました星野でございます。

十分にこの地域のことをわかり切れているわけではございませんので、皆様のお知恵をいただきながら進めていただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、介護保険施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、会長に議長の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

田口会長 それでは、私が議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に基づきまして議事を進行させていただきます。

### 3 地域密着型サービス運営部会の部会長及び部会員の指名について

田口会長 次第の3番、地域密着型サービス運営部会の部会長及び部会員の指名についてでございますが、まず事務局より、この件につきましてご説明よろしく願いいたします。

事務局 それでは、議事の3番、地域密着型サービス運営部会の部会長及び部会員の指名につきまして、ご説明をさせていただきます。

私は、介護保険課の長瀬と申します。よろしく願いいたします。

資料は資料1の2ページ、あわせて本日配付をさせていただいております表紙に参考資料と書かれております資料、こちらをあわせてごらんいただくようにご説明をさせていただきますので、資料1と参考資料をあわせてごらんいただければと思います。

参考資料につきましては、ページをめくっていただきまして、9ページをごらんいただければと思います。

私からは、まずこの部会長及び部会員につきましては、介護保険条例施行規則の中で会長が指名するという規定になってございますので、私からは、この運営部会がどのような組織なのかということで説明をさせていただければと思っております。

この参考資料の9ページに書かれております規定というのが、越谷市の介護保険条例の規定でございます。この第12条、見出しでは、協議会の審議事項と書かれておりますが、この介護保険運営協議会でご審議をいただく内容がこちらに書かれております。

この(3)、第3号で、法第8条第14項に規定する地域密着型サービスの事業者指定等に関する事という規定がございます。こちらの規定がございま

して、この地域密着型サービスの運営部会におかれましては、今年度もこの地域密着型サービスの介護事業者さんを公募によって募集をする予定でございまして、その事業者の選定に当たってのご意見をいただくという役割がございます。

ですので、こちらの地域密着型サービス運営部会の部会員、部会長を含めて部会員の皆さんにつきましては、3年間でおよそ2回程度、公募があるタイミングでしか開催いたしませんので、3年間で、実績からすると2回程度の開催だったのですが、それぐらいの回数というご認識をいただければと思います。

また、介護事業者の選定に当たるということもございますので、この委員の皆様の中には、介護保険サービスのまさに事業者の方ですとか、あとは介護保険事業者さんとの密接な関わりのある母体の方もいらっしゃいます。ですので、前期、第6期の1個前の委員さんの時が、中立的なお立場の中での少人数で部会を構成いただいたという経過がございます。こういったことをあわせて、会長から部会員のご指名をいただくということでございますので、よろしく願いいたします。

サービス運営部会の今年度のスケジュール等につきましては、また改めて、後ほどの議事で説明をさせていただきますので、この説明では、この団体がどういったものなのかということでの説明とかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

田口会長　　ご説明ありがとうございます。

それでは、越谷市介護保険条例施行規則第10条の2第3項の規定に基づきまして、部会長及び部会員を私が指名させていただきたいと思います。

先ほどもご説明がありましたが、この部会が地域密着型サービス事業者の選定に当たりますので、指名は、前期の部会構成の考え方を踏襲するという形にさせていただきまして、前提として、介護保険サービス事業者に対して中立的な選出母体から推薦された委員とさせていただきたいと思います。さらに、人数につきましては、埼玉県の審査会とほぼ同規模の7名程度とさせていただければと思います。

これらを踏まえまして、越谷市介護保険条例施行規則第7条第1項第2号に規定されております学識経験者の中で、これからお名前をお呼びいたします委員に部会員をよろしく願いしたいと思います。

それでは、ちょっと名簿を確認しながらいきたいと思いますが、名簿をごらんいただければと思います。

まず部会長は、この名簿の7番にあります、私、田口が務めさせていただきます。続きまして、部会員には、名簿番号の6番の星野委員、それからずっと来まし

て、12番の松下委員、13番の北山委員、14番の吉田委員、15番の青木委員、それから16番の平林委員さんをお願いしたい思います。これで7名になったかと思います。

部会の会議開催の結果、会議をした後、2回程度ということですが、会議結果につきましては、先ほど事務局からの説明がありましたように、この運営協議会において行うとさせていただきたいと思います。

それぞれ部会員になった皆様、よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

田口会長 ぜひよろしく願いいたします。

それでは、部会員の指名につきましては以上になります。

#### 4 議 事

田口会長 それでは、これより次第の4. 議事に移ってきたいと思います。

この協議会の議事の内容につきましては、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第8条第1項に基づきまして、原則公開となっているようでございます。あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、事務局にお伺いいたします。

本日の会議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 いらっしゃいません。

田口会長 なしということで了解いたしました。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

##### (1) 越谷市介護保険運営協議会について

田口会長 まず、議事の1つ目、越谷市介護保険運営協議会についてということで、事務局から説明をまたお願いいたします。

事務局 それでは、4の議事、(1)越谷市介護保険運営協議会につきましてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料1の4ページでございます。

このたび委嘱をされました、この運営協議会の委員の皆様、21名の中で11名の方が、再任の方もいらっしゃいますけれども、新たにお務めをいただく方となってございます。ですので、この運営協議会がどういった組織なのか、また改めて説明をさせていただくものでございます。

今申し上げましたとおり、この1の越谷市介護保険運営協議会の組織と書かれておりますように、協議会は定数21名でございまして、委員の皆様の任期は

3年間でございます。

また、3番の協議会の審議事項におきましては、まず介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項で、本日皆様のお手元に配付をさせていただきましたが、ちょうどこの4月から、第7期の私ども越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画がスタートをいたしました。本日皆様にお配りをさせていただいています分厚い冊子と、概要版という薄い冊子でございますが、こちらの7期につきまして進行を管理、また平成32年度、3年目の任期に当たる年度につきましては、まさに第8期、次の事業計画の策定に携わっていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

また、3年目に介護保険の事業計画を策定するわけでございますが、前年度となる2年目には、その計画策定の前段で、高齢者の実態調査とが行われます。その際には、まず私どもで構成をした調査の設問の方法ですとか、そういったところに対してご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1つ目の事業計画の策定及び変更に関する事項につきましては、そのようなスケジュールで行いますので、よろしく願いいたします。

次に、地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事で、毎年度、過年度分の各地域包括支援センターの実績ですとか、統計的なご報告、または地域包括支援センターの今の動き、今年度の事業計画について、事務局からご説明をさせていただくものでございます。

また、(3)地域密着型サービスの事業者指定等に関する事につきましては、地域密着型サービス運営部会にご審議をお任せしているものでございます。

また、4番目では、その他介護保険の施策に関する重要事項で、順次会長・副会長にご相談をさせていただきながら、皆様にお諮りするものがございまして、よろしく願いいたします。

最後に、5番目の介護保険運営協議会の公開と傍聴につきましては、先ほど会長からもご説明をいただきましたが、原則公開となっております。ですので、この会議録につきましては公開の文書となっております。会議録の決定に当たりましては、まずその会議にご出席をいただいた委員の皆様、事務局からたたき台として作成した原稿を、その会議の出席委員さんにお配りをいたしまして、校正をいただいて、まず行政に返していただくと。その後、次回の会議で前回の会議録を決定させていただきます。決定をした後に公開をする、そういうような事務手続でございますので、よろしく願いいたします。

では、越谷市介護保険運営協議会につきましては、説明は以上でございます。



田口会長 説明ありがとうございました。

ただいま事務局からこの会議、越谷市介護保険運営協議会の開催の根拠も含めまして、どのようなことを話し合っていくかという説明がありました。

介護保険運営協議会では、この4ページ目の3番目に（1）から（4）までの事項がついておりますが、これらにつきまして審議等を行っていくということでございます。特に事業計画の策定ということにつきまして、任期の3年目に当たります、西暦でいうと、2020年に次期の計画の策定年度ということになるということでございます。

この先ほどもご紹介いただきました、この厚目の第7期の計画書、これをまとめるに当たりましても、これまでの実績でいいますと、年間5回程度、この協議会を開催して、そして審議を重ねて作り上げたものということでございます。委員の皆様におかれましては、本日のこの会議、きょう配られた資料ですので、ぜひ帰ってからご一読と言わず、熟読する形で、これから3年間進行管理をしていければなあ。また、第8期の計画策定ということに向けて、これも考えながら進めていければなあと思っております。

ちょっと私の話が長くなってしまいましたが、これにつきましては、ただいま事務局からご説明がありましたこの運営協議会につきまして、何かご質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

田口会長 それでは、運営協議会につきましての事項につきまして、共通理解ということで進めていきたいと思っております。

## （2）第7期事業計画について

田口会長 それでは、続きまして議事の2つ目、第7期事業計画について、また事務局から説明、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

議事の（2）第7期の事業計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

この第7期の越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、この4月からスタートをいたしました。こちらの説明に当たりまして、まず委員の皆様にご国の動向と申しますか、そういったところから、なぜこの第7期の計画、このような構成になったのかということでご説明をさせていただければと思います。

資料につきましては、資料1の6ページからでございます。

1の平成29年介護保険制度改正等につきましてでございますが、この第7

期の介護保険の事業計画の策定に当たっては、介護保険制度は3年に1回改正が行われます。この改正に伴いまして、各関係法令の改正が国で行われるわけですが、資料に書かれております（1）地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、ちょっと長い法律でございますけれども、この法律に基づいて、介護保険法ですとか、社会福祉法が関係する法律がこの2つの法律で改正がございました。

この法律につきましては、地域包括ケア強化法とよく言われるんですけども、この法律は、平成29年5月26日に成立をし、同6月2日に公布をされたものでございます。

この公布された法律の要点をまとめさせていただいたものが①から⑤でございまして、1つ目が、市町村事業計画の記載事項への被保険者の地域における自立した日常生活の支援等に関する施策等の追加、右の矢印で、関係規定に財政的インセンティブの位置づけと記載をさせていただきました。これ、後ほど12ページの中で、財政的インセンティブって何かというのは説明をさせていただきます。これはまず飛ばします。

2つ目に、長期療養が必要な要介護者に対して、医療及び介護を一体的に提供する介護医療院という新たな施設類型が創設されました。今までは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、または介護療養型医療施設、さらに仲間入りしたのが、この介護医療院という介護保険のサービスの中でも大きな施設類型、これが仲間入りしたというものでございます。

3つ目が、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、4つ目、一定以上所得を有する要介護被保険者等の介護保険給付に係る利用者負担の見直し、これはいわゆる自己負担、これまでは原則1割だった。平成27年の法の改正の中で2割の方が生まれました。また、この29年の法改正の中で、この8月から自己負担3割負担ということで施行されます。

最後5つ目、被用者保険等保険者に係る介護給付金等の額の算定に係る総報酬割の導入という、これは40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の皆様からの介護保険料の差し引きされる集め方が、今までは頭数割りということで人の数を割っていたのを、それを負担能力に応じたものということで、負担能力に応じた徴収ということになっております。

この詳細につきましては、本日お配りをしておりますA4横型で右上に別冊と書かれております資料に、この5つのポイントを細かく書かれております。これを一つ一つ説明すると会議が長くなってしまいますので、この内容につきましては、改めてご参照いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に進めさせていただきまして、引き続き資料1の6ページをご覧くださいただければと思いますが、まず地域包括ケアシステムということで、改めまして、地域包括ケアシステムとはどういうものかということで、この図を掲載させていただきました。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防が一体的に提供されるシステムと書かれておりまして、このイラストをご覧くださいただければと思うのですが、地域包括ケアシステムというのは、高齢者にビジョンを置いた考えでございまして、高齢者の方の住まいを取り巻くように、医療ですとか、介護ですとか、そういったものが領域がございまして、それが一体的に取り組むことによりまして、高齢者を見守っていきましょう、そういう仕組みをつくりましょうというものでございます。

次に7ページ目、2の本市の高齢者等の状況につきましてということで、今の越谷市がどういう状況なのかを参考までに掲載をさせていただきました。

これは、人口につきましては、今年の4月1日現在のものでもございまして、総人口が34万1,095人、65歳以上、いわゆる高齢者の方につきましては8万4,169人、高齢化率というのは、総人口に占める65歳以上の方の割合でございまして、24.68%でございまして。

次に、要介護認定者数、介護の認定を受けている方につきましては1万1,695人、これは3月末現在のものでもございまして。認定率は、65歳以上人口を占める介護の認定者の割合でございまして、13.89%でございまして。

また、平成29年度にどれだけ介護給付費、介護に係るお金がかかったかでもございまして、平成29年度では161億5,700万6,000円ということで、これは昨年度末の実績ということでございまして。

では、これからの3年間で、どれくらい越谷の状況が伸びるのか、どう推計されているのかというのが、本日お配りさせていただいた事業計画の薄いほう、概要版をごらんいただきながら説明をさせていただければと思います。

まず、この概要版の4ページをご覧くださいいただきたいと思っております。

こちらには、将来人口の推計ということで、私どもの人口と高齢者人口の推計を掲載させていただきました。今年度から、長期推計ということで、これは平成52年(2040年)、この2040年というのは、団塊ジュニアの方が高齢者を迎えるというようなことでも言われておりますけれども、注目いただきたいのが右から4つ目、ちょうど2025年のものでもございまして、このころには、

越谷市の人口が34万3,198名、高齢者人口がその下8万7,027名、高齢化率が25.4%になるということで、現時点の推計でございますが、このように伸びていくというような推計をさせていただいたところでございます。

また、要介護認定者数とか、認定率がどうかと申しますと、同じくこの概要版の6ページでございます。

こちらが要支援・要介護認定者数の推計でございますが、同じように2025年はどうなのかということで、こちらにつきましては、認定者数が1万7,324名、一番右のグラフでございますが、1万7,324名、認定率が19.9%の方、高齢者の約20%が介護の認定を受けて、何かしらの介護サービスを使うのではないかとというような推計をさせていただいたところでございます。

介護給付費、これからどれくらい伸びるのかということで、これは概要版の後ろのほう、20ページでございます。

20ページに、介護保険事業費の推計をさせていただいたところでございまして、平成30年度、来年度、再来年度でそれぞれ掲載をさせていただいています。今年度につきましては、189億円強の介護給付費がかかるのではないかと、これは自己負担とか、あと残りの事業者さんの負担分も含めて全部の金額ということで、189億円強の事業費がかかると見込んでおるところでございます。これは、あくまで第7期の計画をつくるに当たって推計をさせていただいたものを紹介させていただきました。

次に、資料1の7ページに戻っていただきまして、次、この第7期の計画期間でございますが、今年度から3年間のものでございます。ただ、このアスタリスクで書かれているように、この計画期間は3年間であるものの、第6期、1個前の事業計画同様、2025年を見据えた事業計画でございまして、ちょうどその下の図が、それを表せていただいたところでございます。

第5期から、地域包括ケアシステムというものがまさに銘打たれて、第5期では、まさに認知症支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスの充実といった重点的に取り組む事項ということで、まさに地域包括ケアシステムの各領域に係る記載がなされたと。

1個前の第6期の事業計画では、これは地域包括ケア計画とも比喻されたものでございますけれども、2025年に向けて、第5期で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携との取り組みを本格化させる記載がございました。また、2025年までの中・長期的なサービス給付、介護保険料の推計も求められたものでございます。

今般、第7期の計画では、6期の考えを踏襲させていただきまして、地域包括ケ

アシステムの構築に向けた取り組みを位置づけるとともに、医療計画、これは市独自では行っていないんですけれども、これは都道府県で策定をするものでございまして、医療計画の策定サイクルが昨年一致をしたということで、医療との整合を図られた計画であるものでございます。第6期とあわせて、2025年を見据えた計画ということでございます。

資料めくっていただきまして、8ページ目が、この事業計画策定の根拠、法律でどういう根拠があるのかということで、介護保険法と老人福祉法、それぞれに規定をされているものでございます。

また、5. 越谷市の他計画との関係ということで、越谷市の最上位計画である総合振興計画、また福祉分野の最上位計画である地域福祉計画とも密接にかかわりながら、整合を図りながら策定をされているものでございまして、その他、子育てですとか、障害者施策、あとは健康施策、そういったところとも整合を図りながら策定をさせていただいたものでございます。

また、この図の右側、介護保険法とくっついているもの、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針ということで、これは国が策定するものなんですけれども、全国一律でまず行われるべき介護保険事業ですね。かといっても、介護保険事業計画、市町村でも策定をする中で、全国津々浦々いろんな取り組みはいいんですけれども、余り国の考えと逸脱してはいけないということで、策定に当たってのポイントというものがこの指針で示されるものでございますが、9ページの上段の破線で囲まれているもの、これがこの指針で表されたポイントを表しているものでございます。

①が高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進、2つ目が、「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進、平成30年度から同時スタートとなる医療計画との整合性の確保、介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進、介護離職ゼロに向けた介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備というものが、国が示したポイントでございました。

これを受けまして、次の6. 計画の体系図でございます。これは概要版の3ページにも同じものが書かれているのですが、その中でも主要施策1から5まで書かれています。この資料では、各施策ごとに事業の数も掲載しているんですけれども、国が示した計画のポイントの5つとこの主要施策の5つ、こちらをきちんと私も勘案させていただきながら、主要施策の設定をさせていただきました。

この施策につきましては、概要版の12ページと13ページ、これにそれぞれの主要施策の位置づけ、考え方を示しているものでございます。

また、それぞれの主要施策にぶら下がっている各事業につきましては、概要版の15ページから17ページまで、これは事業別に羅列されているものも掲載させておりますので、後ほどご一読いただければと思っております。

この主要施策の右側にありますのが、4つの重点事業でございますが、地域包括ケアシステムのさらなる強化、構築に向けて、本市として重点事業、4つの事業を掲げました。保険者機能を強化する上で、地域包括ケアシステムをさらに構築していく上での4つの事業ということで、この4つを設定させていただきました。

概要版の14ページに、この重点事業を設定する上での考え方を示させていただいておりますので、こちらも後ほどご一読をいただければと思っております。

では、この事業計画の中でも主要となる部分をもう一度説明させていただきます。

資料をめくっていただきまして、10ページでございますが、この介護保険事業計画の中では、介護保険給付費というものを推計させていただいております。その中には、これから施設、事業所がどれぐらい増えるのか、増やしていくのかというようなものも勘案をして給付費を推計しているのですが、この10ページは、今後からの公募の方針を掲げさせていただいているものでございます。

公募を実施するサービス及び整備目標数ということで、上の特別養護老人ホームから介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、これはいわゆる介護つき有料老人ホームとかとよく言われるものなのです。小規模多機能型、あとは認知症対応型共同生活介護、この下から4つ、小規模多機能から看護小規模多機能までが地域密着型サービスと言われる分類でございます。ですので、この下4つの事業者さんを選定するに当たっては、先ほどの運営部会の中で事業者選定からのご意見をいただくというものでございますが、現状、平成29年度末はこれぐらいあって、この3年間でどれぐらい整備をしていくのか、事業者さんを選定していくのかというのはこの表のとおりでございます。

また、(2)事業者選考体制ということで、庁内関係者等により選考されるサービス、これは地域密着型サービス以外で、(1)の表でいうと、上3つでございます。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護につきましては比較的大きな施設です。例えば100床ベッドがあつたりとか、そういった大きなサービスということで、庁内関係部課長だけでなく、外部の方にも構成メンバーとして入っていただいて、事業者選定をしてまいろうかと思っております。

一方、②が地域密着型サービス運営部会により選考されるサービスというこ

とで、小規模多機能から認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム、あとは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、まず行政で選定をさせていただいた後に、地域密着型サービス運営部会にお諮りして、ご内諾をいただいた後に事業者の選定ということでスケジュールを組んでおります。

これは11ページに書かれておりますが、これからのスケジュールでございます。

まず公募を実施しますということで、今月中旬から下旬ごろには市のホームページに掲載しようと思っておりますが、今年度の公募につきまして、この実施の内容を掲載させていただきます。また、本年度公募予定のサービスもごございますが、先ほど説明をさせていただいた施設分類のうち、広域型のサービスは特養のみを予定しております。また、地域密着型サービスにつきましては、掲載しているもの全てを今年度の公募で事業者さんを募る予定でございます。

流れとしましては、7月中旬から下旬にかけて、まず市のホームページで公募のご案内、8月1日号の広報こしがやお知らせ版8月号に、あわせて紙ベースでも周知を図っていく。2カ月ぐらいの周知期間を設けまして、実際に手を挙げていただく介護の事業者さんから、私どもが求める書類を出していただくのが、この9月の下旬でございます。その後、担当で整備計画の中身を審査させていただいて、11月中旬には、その事業者さんに実際にお越しいただいて、プレゼンテーションをいただくというものを予定しております。

この11月中旬まで、全サービス同じようなスケジュールで行うのですが、広域型のサービスと地域密着型のサービスでは、審査会の構成等が異なります。また地域密着型サービス運営部会ということで、ちょっとスケジュールが変わりまして、2段階のこれからの表記になっておりますが、11月下旬に、この全体の会議、介護保険運営協議会を開催させていただいて、この公募の状況、どれぐらい手が挙がっているのか、そういったものは順次ご報告はさせていただこうと思います。なるべく負担をかけたくありませんので、なるべく同日に設定できればと思うんですが、この全体会議の後に部会員の皆様だけ残っていただいて、同じ日に部会をできればと思っております。

さらには、12月には、まず広域型のサービスから、事業者の皆様に、手を挙げた皆様に可否の通知を差し上げたいと思います。少し遅れますが、地域密着型サービスにつきましては、1月初めごろには、手を挙げた事業者の皆様に合格もしくは見送ったという通知を差し上げようと思っております。2月または3月の中で、全体会議の中で、今回の公募がどうだったのかということで、ご報告の

形でまた説明をさせていただければと思います。

この事業計画、最後の説明になります、12ページをご覧ください、と思います。

先ほど法律の改正の中で、自立支援・重度化防止、保険者機能の強化ということで財政的インセンティブ、これは保険者機能強化推進交付金と言われるものなんですけど、新たな交付金制度でございまして、この1の内容と項目数でございまして、61項目から成りまして、全部で612点のもの、これは国が示したメニューでございまして、このメニューの中で、まず越谷市の既存の取り組み、これから新たに始める取り組みの中で、このメニューに合致しているものがあれば積極的に手を挙げていきまして、この交付金を活用していくというものでございます。

2番目の交付額の算定方法と書かれておりますけれども、この各市町村に交付される金額につきましては、予算総額、国では200億円計上しているということでございまして、その200億円のうち、10億円程度は都道府県用のものと言われております。なので、それを引いた数が各市町村向けの交付の額ということでございまして、その予算総額に全国各市町村の評価点数と各市町村の第1号被保険者数の合計分を乗じてその数値を当該市町村（越谷市）の評価点数に越谷市の第1号被保険者数を乗じて得た数値で割り算するという算定方法が示されております。

また、この交付金の活用に向けたスケジュール、3番でございまして、この10月には、評価指標を私どもの市から、県を通してなのか、直接国なのかはわかりませんが、回答をいたします。11月には、市町村ごとに交付金が案分され、内示額が示される予定でございまして。また、同じく11月には、国から市町村へ評価結果が提示をされる。年が明けまして、1月には本市から国への交付申請、3月には国からの交付決定ということになっております。

この財政的インセンティブのお話につきましては、2月末にこの評価項目、評価の点数、あとは算定方法とスケジュールということで、本日皆様にご説明をさせていただいている内容が国から示されているのですが、これ以上細かい内容がまだ示されておきませんので、これぐらいの説明で大変恐縮なんですけど、またこの交付金、どういったメニューに手を挙げているのか、どういう取り組みなのかということにつきましては、今年度開催されます介護保険運営協議会におきまして、順次ご説明をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

駆け足で申し訳ございませんが、第7期の事業計画につきましては以上でござ



ざいます。

田口会長　ご説明どうもありがとうございました。

今回、お配りされました第7期のこの厚目の事業計画の冊子を少し短目にまとめたのがこの薄いパンフレットということになるかと思えます。これ、本日配られましたので、この後、熟読していただくということになるかと思えますが、そのポイントを説明していただいたと思えます。

この第7期事業計画の策定に当たっては、今期の委員さんの半分は7期の計画にも携わっていただいた方ということになっております。ですので、主には、今回新規に参画していただきます委員さんも、ぜひしっかり見ていただければなあと思えます。2020年度の第8期事業計画の策定にかかわるということが、この協議会の使命になるかと思えます。

それでは、今ご説明いただきましたことにつきまして、たくさん見るのは大変だと思えますが、何かご質問とかがございましたら、挙手いただければと思えますが、いかがでしょうか。

いかがでしょうか、何かわからないこととか、ございませんでしょうか。

前の協議会もそうだったんですけど、1年目、最初のあたりは、やはり事業計画の共通理解ということをまずしっかり委員の間でやっていって、そして進管理、それからまた第8期の計画につなげていくということかと思えます。何かわからないこと、端的にぜひ言っていただければと思えます。いかがでしょうか。

B委員、お願いいたします。

B委員　私も今度初めてなものですから、中身についてはこれから勉強しなきゃいけないのですが、ちょっと内容が多岐にわたるといふか、かなり専門的で難しいところがあるので、勉強しますけれども、1つ2つ質問があります。

今の説明の資料の10ページに、今後の事業計画とか、施設の整備ということになって、現状、平成29年度末と32年度目標と、これは目標として、この第7期の内容でこれだけ増やしていこうという考えになっているわけですね。それで、さっき長瀬さんから、施設の中身で、広域と、それから地域密着型ということ説明がありましたけれども、例えば地域じゃなくて、広域のほうの、例えば特別養護老人ホーム、現状が12施設、これを14施設に増やすと。つまり、2つ増やすということの裏づけといふか、どういうふうどういう形で増やしていくのかという考え方を、つまり、市のほうで、あるいはこの委員会で2つ増やそうといつても、具体的にやられる組織だとかいふところがどういうふうに出てくるか、あるいはどういうふうに見つけて、そこをお願いするのかという具体的

な方法をできたら教えて欲しい。

それから、もう一点ですけど、さっきの資料の7ページで、本市の高齢化、高齢者等の状況についてということで、2番で65歳以上、いわゆる前期高齢者、高齢者の数が8万4,000人となっていますが、後期高齢者の75歳以上というのは、資料があったら何人か教えてください。かつ、男と女の区別がわかれば、それも教えてください。もう一つ、100歳以上の方というのは、越谷市に何人ぐらいおられるのかというのが私の質問です。以上です。

田口会長 B委員、ありがとうございます。

質問の内容が3つありました。1つは、10ページ目の第7期事業計画での施設の増加の数の根拠が1つですね。それから、もう一つは、65歳以上の人口が8万4,000というところにおいて、75歳以上の人口、また男女比がどれぐらいなのか。また、さらに人生100歳と言われてきておりますので、100歳以上の人口は越谷で何人いるのかだったかと思います。たしか、100歳以上は全国で6万人超えたんですね、全国ではね。

事務局よろしいでしょうか、お願いいたします。

事務局 それでは、1点目の特別養護老人ホームに限った話でございますけれども、施設整備数でございます。今年度につきましては、先ほどの説明のとおり、200床という具体的に説明をいたさなくて申し訳ありませんでした。今期の第7期計画、2施設200床の新規の整備を見込ませていただいたところでございます。これは、もちろん第7期の介護保険事業計画の中にも位置づけをさせていただいてございまして、参考までに言うと、概要版でいうと、22ページの中段に書かれて、これはきちっと位置づけをさせていただいているところでございます。

前期の介護保険運営協議会の中での策定に当たってはお示しをさせていただいたものでございますが、ちょうど第6期、一つ前の計画期間でも同様に2施設200床の整備をさせていただきまして、この4月から2施設200床分、それぞれ100床の規模の特別養護老人ホーム2施設がオープンをいたしましたところでございます。各事業者さんに伺ったところ、1つの施設さんにおきましては、開設後、すぐに100床埋まったと伺っております。もう一つの施設におきましても、もう6割、7割が稼働しているということで、これは非常に早い、それだけ越谷市の特別養護老人ホームのニーズが非常にあるといった裏づけかと思えます。

また、本市の特養の空きベッドの数も、この介護保険事業計画の策定に当たっては、この整備計画を策定する上で非常に大事なものでございますので、昨年度に越谷市の特別養護老人ホームの空きベッドの数も調査をさせていただいたと

ころでございまして、空きベッドというか、稼働ですね。空きベッドが非常に多いのかと稼働率を調べさせていただいたところ、昨年度末、平成30年3月の調査をさせていただいたところ、越谷市全体で、全体の定員の95.4%、96%がもう埋まっているというような状況でございました。これだけ埋まっている特養というもの、越谷市の中で96%の稼働率というのは非常に高いもの、空いている特養さんが少ないということですね。

これは、もちろん職員さんもいるからサービス提供ができるものなんですけれども、6期と同じように2施設200床、ニーズがあるから、あるだけつくればいいかと。そうすると、やはり介護保険給付にはね返ってきて、それは結果的に介護保険料の上昇にもつながりますので、計画的な整備ということで、無理のない整備ということで、6期と同様の2施設200床を掲げさせていただいたところでございます。

掲げることに当たりましては、現行の越谷市の特別養護老人ホームの空きベッドの状況ですとか、あとは新規でオープンした特養さんのオープンからの状況、そういったところも勘案をさせていただいて、根拠とさせていただいたところでございます。

2点目の75歳以上につきましては、本年の4月1日現在でございますが、合計で3万8,950人でございます。男性が1万6,984人、女性が2万1,966人ということで、男性が全体の44%、女性は差し引きの56%というような結果でございます。

この前期高齢者65歳から74歳まで、後期高齢者75歳以上の推計も同様にさせていただいております。先ほど私、説明をしなかったんですけども、この事業計画の概要版の5ページの一番上の図でも、前期高齢者と後期高齢者の推計もあわせて行ったものがございます。これを参考にいただければと思います。

最後に、越谷市に100歳以上の方はどれぐらいいらっしゃるのかということで、これもことしの4月1日現在でございますが、85名の方がいらっしゃいます。男性が12名、女性が73名と結果でございました。

説明は以上でございます。

田口会長 説明ありがとうございました。

B委員、よろしいでしょうか。

B委員 はい。

D委員 今、B委員がお聞きなされた根拠のところ、多分事務局、もしあれだったら補足していただきたいんですが、多分これは2つだからという安易な見込みでは

なくて、人口の伸び率、それからまた恐らく施設待機者数、そういったところも裏打ちされて、前期が2つ増やしたからというのではなくて、それでは追いつかない、多分2つはつくらなければいけないだろう、多分そういった読みで今回上げておられるんじゃないかと思うんですが、もし補足があれば。

事務局 それでは、追加での説明をさせていただきます。

先ほど申し上げたように、6期と同じようなということで安易に設定をしたものではないということなんですけれども、参考までに、もう一つ越谷市の現状の報告をさせていただきますと、越谷市の特別養護老人ホームの待機者数、これは実数でございますが、今年度調査結果からしますと、要介護3以上で、今236名の方が一応各施設のリストに載っかっているということで、今調査の結果でございます。これは要介護3以上ということで、平成27年度に法律改正で原則要介護3以上となりましたので、一応要介護3以上なんですけれども、236名の方が待機の状況であるということでございます。

また一方、これはある特別養護老人ホームの施設の方に伺った話なんですけれども、施設の待機の方はいらっしゃるけれども、例えば施設に空きが生じたときに、リストに載っかっている方に、空きましたよとご連絡をします。そのときに、たまにあるのが、待機をしているんだけど、まだ在宅で頑張るとか、まだ私は入りたくないというようなことでお断りをされるというような声も伺っているものでございます。

話がそれましたけれども、そういうところも参考にさせていただければと思います。以上でございます。

田口会長 補足説明ありがとうございました。

待機者数の説明も加えていただきました。

ほかに何かご質問、いかがでしょうか。

わからない、どう理解していいんだということでもいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「いいんじゃないですかね」と言う人あり〕

田口会長 とりあえず、今回は今説明いただいたところの部分しか、まだ考えられないかと思しますので、次回にまた理解をして、共通理解をするための質問を受け付けていきたいなと思っております。それまでにぜひ読んで、理解しようと努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

### (3) 地域包括支援センター事業報告について

田口会長 それでは、続きまして3番目、地域包括支援センター事業報告について、事

務局から説明、よろしくお願ひいたします。

事務局 地域包括ケア推進課の久保田でございます。

それでは、私から議事の3. 地域包括支援センターの事業報告についてご説明を申し上げたいと存じます。

皆様、お手元の資料の1の14ページをお開きいただきますよう、お願ひいたします。

地域包括支援センターの概要でございますが、地域包括支援センターは、介護保険法第115条の46に規定されている機関でございます。市町村が設置しているものでございます。本市におきましては、11カ所の地域包括支援センターを設置しております。これは、全て業務委託により運営をしております。

その業務につきましては、地域の高齢者の幅広い相談に応じる総合相談業務、それから高齢者虐待や消費者被害から高齢者の権利等を守る権利擁護の業務、要介護状態になることを防止するための介護予防ケアマネジメント業務などとなっております。また、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中で、地域の実情に合ったシステムの実現に向けた政策的な機関としての役割も求められております。

地域包括支援センターの運営等に関することにつきましては、地域包括支援センター運営協議会というものを設置いたしまして、意見の聴取等を行うこととされております。本市におきましては、この介護保険運営協議会がその役割を兼ねておりますので、本日この会議におきまして、地域包括支援センターの平成29年度の事業実績についてご報告をさせていただくものでございます。

資料の15ページでございますが、地域包括支援センターの設置状況をまとめてございます。市内11カ所の地域包括支援センターが担当している各地区の高齢者人口などについては、こちらに記載しております表のとおりとなっております。

表の一番下のほうでございますけれども、本市の平成30年4月1日現在の総人口でございますが、34万1,095人、高齢者人口が8万4,169人、高齢化率は24.7%となっております。昨年度と比較いたしますと、総人口で1,418人の増、高齢者人口におきましては1,871人の増となっております。高齢化率につきましては、0.5ポイントの上昇ということでございます。特徴的な部分といたしましては、大相模地区のみ、高齢化率については減少という形となっております。

次に、お手元の資料16ページに進ませさせていただきたいと存じます。

地域包括支援センターの主な業務ごとの実績についてでございます。

まず、(1) 総合相談支援につきましてでございますが、この業務は、医療、介護、それから生活などの相談を受けて、それぞれに応じて適切な支援や情報提供を行う業務でございます。

①記載の相談の手段の内訳でございますが、件数的には、それぞれ昨年度と比較して増加をしているというような状況でございます。内容的には、件数的には多くないんですが、来所による相談件数の増加割合が高くなっていると見てとれるかなあというところでございます。

続いて、ページの下段の②の相談内容の内訳でございます。こちらの表は、相談内容の主なものでございます。これまでと同様の傾向が見られておりまして、在宅介護、それから医療や健康に関する相談が多いという状況でございます。

参考といたしまして、資料17ページのほうに、各地域包括支援センターの相談件数を掲載しております。後ほどご参照いただければと存じます。

続いて、17ページの下段に移ります。

③健康教育及び健康相談の実施状況でございます。

健康相談は、地域で実施している会食サービスですとか、ふれあいサロン、こういったところに出向きまして、各参加者の健康に関する相談を行った件数となります。また、健康教育につきましては、自治会さんなどの集まり、こういった人が集まる機会を通じて、健康に関する講話、それから軽易な介護予防の運動などをご紹介した件数になってございます。

続いて、資料の18ページに進ませてもらいたいと存じます。

権利擁護でございます。権利擁護業務の実績につきましては、まず①成年後見制度に関する相談状況について説明をさせていただきます。

昨年度と比較して、相談件数につきましては、ほぼ横ばいというところでございます。一方で、実人数に若干の減少が見られるという状況でございます。平成26年度に成年後見センターこしがやが設置されましたが、直接そちらへの相談ができるようになったということもございまして、以前と比較して、地域包括支援センターで直に受ける成年後見制度に関する相談件数が若干減少したものと思われまます。

また、同じ表の下段には、参考に、市が行った成年後見制度についての市長申し立ての件数を記載しております。平成28年度と平成29年度では約半数という状況でございます。高齢者の方で、特に認知機能の低下が見られた際に成年後見制度を利用するよう支援を進めておりますが、認知症があつて、ご親族がいらっしゃらないといった方も年々増えてきていると見ておりまして、市長による申し立てについては、昨年度は若干減少が見られましたが、今後は増加が見込ま

れると考えられます。

続いて、資料の中段でございますが、地域包括支援センターで受けた虐待相談の件数となります。昨年度より相談件数は減少しておりますが、虐待と判断された件数、こちらはほぼ横ばいであるというような状況でございますので、十分留意して対応している相談でございます。

続いて、資料の19ページをご覧ください。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメントの支援事業でございますが、ここでは、主に居宅介護支援事業所で活動するケアマネジャーさんに対する支援の件数について記載をさせていただいております。支援の状況につきましては、ケアマネジャーの同行訪問、それからサービス事業者からの相談の延べ件数、こちらについて伸びが見られる状況でございます。引き続き、ケアマネジャーさんの活動を支援すべく、支援を行ってまいりたいと存じます。

続いて、ページの真ん中あたり、(4)の介護予防ケアマネジメント事業及び介護予防事業の実施状況についてでございます。

指定介護予防支援業務・第1号介護予防支援業務についてでございますが、ここは、主に要支援1、要支援2の方に対する介護予防のケアプラン作成に関する状況を記載してございます。こちらにつきましては、高齢者人口の増加に伴い、要支援1と2といった認定を受ける方が増えておりますので、介護予防プランの作成件数も年々増えているというような状況でございます。

なお、要支援1・2の方の介護予防のケアプランにつきましては、原則、地域包括支援センターが作成することとなっておりますが、居宅介護支援事業所へ予防プランの作成を委託することができるとされております。この表のうち、4段目と5段目に記載したものが、その委託した件数や事業所、6,316件と339カ所という数字となっております。なお、1つの居宅介護支援事業所に対して、複数の地域包括支援センターがケアプランの作成を委託しているという実態もございますので、次の20ページに記載をさせていただきました委託事業所の総数とは、合計数としては一致しないという状況でございます。

続けて、21ページの説明に入らせていただきます。

(5) 地域におけるネットワークの構築に関することといたしまして、地域包括支援ネットワーク事業に関する部分についてお伝えさせていただきたいと思っております。

このネットワークでございますが、地域を基盤とした高齢者の見守り支援をするという事業の趣旨に賛同していただいた地域の各種団体、それから機関等でございますが、地域を加えて、地域包括支援センターが高齢者の見守りのための

ネットワークを構築しているんですね。その方々が、普段の業務や活動の中で支援が必要と思われる高齢者宅を発見した際に、地域包括支援センターに情報提供していただくということで、早期に適切な対応を行えるよう開始した事業となっております。

現在は、資料は下段の②ネットワークの構築に関する現状のところに記載しております37の分野の関係機関、団体の方々にご協力をいただいて、ネットワークを構築しているという状況でございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

地域ケア会議に関することでございます。

地域ケア会議とは、平成27年の介護保険法の改正により位置づけられたものでございまして、さまざまな職種の方々に集まっていただきまして、地域や、また個々の相談における課題の検討などを行う会議でございます。地域包括ケアシステムの構築のための有効なツールと言われております。

本市におきましては、この地域ケア会議を3層構造にしておりまして、高齢者個人に対する課題の検討を中心に行うケース検討会議、検討した中で見えてきた、その地区に共通する課題を地区内で検討するネットワーク会議、さらには、全地区に共通する課題を市の課題として検討する市全体レベルの会議の3層構造の事業展開を行っているというところでございます。

このうち、各地域包括支援センターでは、ケース検討会議、それからネットワーク会議、こちらも担っておりまして、平成29年度の実績は、続く23ページ、24ページのとおりでございますが、66回と29回という実績でございました。

ケース検討会議は、おおむね2カ月に1回の開催頻度としております。年間66回の開催でございました。地区レベルの会議におけるネットワーク会議におきましては、29回の実績でございます。会議で見えてきた課題につきまして、地域の中で解決が図れる事項、それから市全体で取り組みが必要な事項に分けて整理し、それぞれを地区レベルのネットワーク会議、市全体の会議につなげていくという仕組みになってございます。

平成30年度におきましては、この地域ケア会議につきまして、自立に向けたアプローチを強化していくといった国の流れも示されておりますことから、これまでの積み上げや効果をさらに検証して、関係者とも十分協議しながら検討してまいりたいと存じます。

続けて25ページでございますが、これはこれまでの地域ケア会議の開催を通じて見えてきた各地区に共通する地域課題をまとめたものでございます。これ



らを市レベルでの課題に集約しますと、この表の右側でございますが、認知症の理解不足、それから認知症の人を地域で支える担い手の養成等に続いているという状況でございます。これらの課題につきましては、今後の事業展開のポイントとして捉えて、注意をしてみたいと存じます。

続きまして、26ページをご覧ください。

各地域包括支援センターの横断的な組織について、ご説明申し上げます。

こちらについては、特に法律的な事業の位置づけはございませんが、今般の法律改正などによって、地域包括支援センターに求められる役割が増加しているという状況でございます。業務上の課題の検討、それから各地域包括支援センター化における業務水準の平準化、こういったことを目的といたしまして、先ほどご説明申し上げました地域ケア会議を初めとするテーマについて、検討部会を設置して、各業務に対する検討を行っております。

なお、今年度につきましては、総合事業における多様なサービスが平成29年10月に開始したことに伴って、該当の部会については解消をしておりますけれども、多様なサービスの利用促進に向けた課題の整理や検討につきましては、別途会議等を通じて進めてまいりたいと考えております。

続きまして、27ページでございますが、今年度の地域包括支援センターの事業計画について、概略を載せさせていただいております。

また、28ページにつきましては、地域包括支援センターの地区センターなどへの移設を進めておりますが、その状況を記載させていただいております。地域包括支援センター自体の事業については、これまでどおり進めさせていただきまして、大きな変更等はございませんが、移設につきましては、平成30年10月を目途に、既設の3つの地域包括支援センターの名称を地区の名称へ変更するといったことにつきまして周知を行って、より親しみやすく、身近な相談窓口としてご活用いただけますよう努めてまいりたいと存じます。

駆け足でございましたが、以上で、地域包括支援センターの平成29年度の実績と今年度の計画についてご説明をさせていただきました。以上でございます。

田口会長 事務局、ご説明ありがとうございました。

ただいま地域包括支援センターの各事業の報告、それから地域包括支援センターの最近の取り組みにつきましての説明がありました。

まだ新規の方がいらっしやると思いますので、一番最初の今の資料の4ページ目の協議会の審議事項の中の2番目にも、地域包括支援センターの設置及び運営等に関することと、この部分が運営協議会の議事にもなっておりますので、説明していただいたというところでございます。

ここまで、地域包括支援センターの業務あるいは事業、それから取り組みにつきまして、何かご質問等ございますでしょうか。29年度の事業報告ですね。

D委員、お願いします。

D委員 ちょっと皆様と情報共有をする意味で、ご説明いただいた18ページのところの権利擁護のところを見て、ふと思ったんですが、ちょっと教えていただきたいのが、これ非常に大切な問題だと思いますし、包括とか、そういったところがしっかり機能していなければいけないのかなと思うんですが、そのときに、成年後見においては、27年度に比較して、28年度、29年度が、実際こういった件数などが落ちているように見えます。

それから、虐待に関する相談件数が、27年度が高かったのに対して、だんだんと28年、29年と減ってきているように思います。それで、虐待に関して、疑い件数は減っているように見えて、そして、虐待と判断した件数はある意味で横並みなのかなあと。それから、ただそれに対して、消費者被害の防止ということについてはV字型ということで、わかる範囲で結構でございますので、何かこのあたりについては、実際にたまたまそういう年だったということなのか、それとも、逆に言うと、何か理由があるのか。それか、介護保険のサービスがこういうふうに関心を奏したのかとか、ここでこの委員会で議論することではないのかもしれませんが、何か情報があれば教えていただきたいと思います。たまたまそうだったということであれば、それはそれで結構でございますので。

田口会長 事務局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

事務局 ただいまのご質問の件につきまして、情報提供ということでさせていただきますと存じます。

成年後見制度につきましては、大分周知も進んできているものと理解しておりますけれども、成年後見センターこしがやに直接相談に行くというようなところもございますし、それ以外の社会的な選択肢等、そういったところについて選択されているケースも増えていると理解しております。

それから、2番の虐待に関する件数でございますけれども、こちらについては、平成19年ぐらいから研修機会も設けておりまして、そういった部分についての周知が進んだことによって相談件数等も減ってきて、要は、虐待ってだめなんだよという理解が進んでいるのかなというようなところでございます。

一方で、家庭の中で行われているようなケースについては、例えば介護疲れだとか、そういったようなところも出てきているのかなというところはちょっと見てとれるかなというところで、先ほど報告にもさせていただきましたとおり、こういった部分については、件数横ばいというところがございますから、そうい

ったところについては十分ケアしていきたいと考えております。

消費者被害につきましては、これは大変申しわけございません。振り込め詐欺ですとか、そういったところについては、包括支援センターで、集まりの中で周知等進めておりますけれども、この件数につきましては、正直なところ、内容についてどういった影響が出るというのは、少し読み取り切れないかなあというところがありまして、たまたまというような、非常に言葉はよくないんですけれども、こういったような実態になっているというところがございます。以上でございます。

田口会長 ありがとうございます。

C委員、お願いいたします。

C 委員 私、市民後見人をやっているのですが、今、先生がお伺いした27年、28年、29年度と一部下がった傾向にあるのですが、実態は逆に上がっているのではないかと思います。それはなぜかという、社協で、後見センターに来る人、そのほかに、私も本日ここに来る前に公証役場で結局その後見人の取り扱いも紹介したり、やってまいりました。そういう件も含めると、トータルの面では上がっていると。それから、私どもの中で、結局、市民後見人の公募なんかを行って、結局市民が、要するに、成年後見制度そのものを理解し始めたのではないかとということで、結局3方に分かれたと感じました。以上です。

D 委員 ありがとうございます。

田口会長 C委員、ありがとうございます。

それでは、ほかに何かわからない点とか、ございますでしょうか。

B委員、お願いいたします。

B 委員 また素人の質問で申し訳ないですけど、今の資料をずうっと見ておりましたら、今もお話があったように、消費者被害という項目で、私はこれがよく防災こしがやで放送されるオレオレ詐欺のことだと思わなかったんですね。だけど、ここに書いてあるということと、それから25ページの先ほどご説明いただいた今後の課題等というところで、かなり認知症の問題が具体的に書いてありますね。その中で、やはりさっきの防災こしがやじゃないですけども、迷い人の放送があるのです。迷い人とオレオレ詐欺と、それから熱中症の予防とか、それぐらいの大きなカテゴリーしか私の耳には入ってこないんですけども、あの放送は、介護部署が受けたものを防災こしがやあるいは広報に伝えて、それで市内の全域のスピーカーから流れるようになっているのではでしょうか。ちょっと変な質問で申しわけないですけど。

田口会長 回答、よろしいでしょうか。お願いいたします。

事務局　それでは、お答えさせていただきます。

今、お話がございましたが、防災無線の利用については、今お話がありましたように、迷い人放送とかあるんですけど、あれはあくまでも防災行政無線の二次的利用ということで、言い方は悪いですけど、いざというときに無線が、機能が有効かどうかという試験放送も兼ねて、警察との協議の中で限られた分野にだけ使っているというのが現状です。なので、あくまで防災無線というベースのものがございまして、警察署長からご依頼を受けて、生命に危険のあるような迷い人の情報とかがあったときに、警察署長のご判断を得て、市のほうでご依頼を受けて、その方の状況に応じて、放送範囲も厳選してやっていると伺っております。そういった二次利用の一環で、高齢者のそういう消費者被害等を防ぐということも含めて、今は多分年金の振込日と、あとオレオレ詐欺等が越谷警察管内で発生したときに、啓発の意味を込めて放送していると伺っております。

B 委員　ありがとうございました。

私は、なぜこれの話をしたかということ、家にいて、はっきりと聞こえないんですね、中身が。放送の音は聞こえるんですけど、何の内容なのかというのが分からないので、これは警察に言ったほうがいいの分かりませんが、ここで今2つの話が出てきたところで、私の頭の中でちょっと聞いてみようかなと思って質問したんですけども、確かに地域限定でやっていらっしゃるのか分かりませんが、迷い人というのは、大体自分の家からぼんと出て行って、かなり距離を出ることもあります。だから、それを知らせることで、単なる知らせだけで終わっては、やっぱり協力も得られないのではないかなあという気がするんですね。放送の中身を、もうちょっと明確に聞こえるようにしてほしいのと、それからあとフォローアップですね。これも迷い人の方がいる、特徴がどうのこうのといって、最後に見つかりましたという報告がほとんどないですね。あることはあるんです。だから、そのところも含めて、これはそちらにお願いすべきことじゃないのかもしれないけれども、高齢者の問題ですから、それに対して、我々が何か協力できることがもっとあるのではないかなということちょっと質問しました。以上です。

田口会長　B委員、ありがとうございました。

要望も含めてということで、ご意見を伺っていきたいと思います。

それでは、地域包括支援センターの部分につきましてはご質問よろしいでしょうか。

E委員、お願いいたします。

E 委員　22ページですけれども、ケア会議ですが、私もケース検討会議には時々出さ

せていただいているんですけれども、市全体レベルの会議というのが今まで何回ぐらい開かれたのかと、あと、その中で、何か市レベルでの決まりごとができたのかどうかをちょっと聞きたいですけれども、お願いします。

田口会長 ありがとうございます。

22ページから23、24ページにかけてのところかとは思いますが、市レベルということですね。

よろしいでしょうか、お願いいたします。

事務局 お答えさせていただきます。

22ページの地域ケア会議の中で、真ん中の円で書いてあります、その下のところにもありますように、3層構造で行っていると。個別のケースの検討を重ねるケース検討会議から、地区ごとの把握の地区レベルで、その地区をさらに集約する形で、市全体レベルの会議という構成の中で、この市全体レベルの会議はどのような形で行われているかということなんですけれども、この会議とは別に地域包括ケア推進協議会という審議会がございます。その場で、年間1回は、必ずこのケア会議についてご報告をさせていただいている状況でございます。

報告する内容につきましては、この今覧いただいている資料の25ページをご覧くださいと思いますけれども、この25ページの内容が、23、24のこういった回数を重ねた結果、こういうようなものが見えてきましたという報告をさせていただいて、これに基づいて、先ほどもB委員さんからも、こういった認知症のような方が見えてきたというお話がありましたが、そういう課題に応じて、新たなこういった展開も必要ではないかというようなご意見もこちらから提案させていただいて、委員さんからご意見をいただいているところでございます。以上でございます。

田口会長 よろしいでしょうか。

E委員 今、まだ何か決まったことはないということですかね。その課題のところなんですかね。

田口会長 よろしいでしょうか。

事務局 補足させていただきます。

今回の資料では見えてきた課題までですけれども、実際にこの会議の中では、課題から対応の方針をある程度示させていただいておりまして、特に今回見いただいている中で、認知症をまず例として挙げさせていただきますと、これまでもずっと認知症サポーターの養成講座、こういったものを開催させていただいておりましたけれども、実は、サポーターの方が実際に活躍する場も必要じゃないかということで、サポーターのスキルアップ講座というものも今後展開してい

ったらどうかなということでご提案させていただいております。実際に、昨年度から事業化もさせていただいているところがございます。

また、ケアマネさんと民生委員さんの定期的な連携も必要じゃないかということで、そういった連携の研修というか、会議というものもご報告させていただいて、これも実際に事業化しております。こちらは28年度から実施しているところがございます。

こういった形で、一応3層構造で、個のレベルから、できれば市のレベルに押し上げているというような展開をさせていただいているところがございます。以上です。

田口会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

この資料で見ますと、23ページが個別レベルの会議、24ページが地区レベルの会議、25ページが市レベルで話されて、課題としてはまだ来たところとなるかと思えます。話の内容からしますと、27ページのところにも、実際の計画が一部書かれていると、説明していましたが書かれているという読み方をしたらいいんじゃないかなと思えました。

それでは、そろそろ時間も大分迫ってまいりましたので、地域包括支援センターの事業報告につきましては、これで、以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

田口会長 ありがとうございます。

最後に、この議事を1番から3番までやってきたところがございますが、通しまして、何か1つでも2つでもちょっと聞いておきたいというところ、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔発言する人なし〕

田口会長 それでは、次回、まだ何月に行われるかちょっとわからないんですが、この後、事務局からの説明もあるかとは思いますが、それまでの間で、もう一度、何回も言っておりますが、この第7期の計画、ご一読いただきまして、それでこの委員の中で共通理解をぜひして、進行管理をしていければと思います。

ありがとうございました。私を与えられた進行としましては、以上になります。

それでは、本日の議事はこれで終了とさせていただきたいと思えます。ご意見、ご協力どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

司 会 田口会長、長時間ご審議ありがとうございました。

## 5 その他

司 会 それでは、最後に次第のその他に入りたいと思います。

事務局より2点ほどご連絡をさせていただきます。

今、先ほど会長のからもご案内がございましたが、次回の会議につきましては、現在のところ、11月の下旬を予定しております。具体的な日程につきましては、調整をさせていただきます、改めて皆様にご連絡、ご通知差し上げたいと思っております。11月下旬の第2回の会議、またよろしく願いいたします。

次に2点目ですが、本日の会議録ですが、1カ月ほどお時間をいただきまして、後日、作成できました段階で委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認いただき、修正点等がございましたら、事務局までご連絡いただけるようお願いいたします。その後、次回の会議で確定させていただきたいと考えております。

## 6 閉 会

司 会 それでは、閉会に当たりまして、星野副会長、一言閉会の言葉をお願いいたします。

星野副会長 皆様、長時間にわたり、どうもお疲れさまでございました。

私、この高齢者のケアについては、今、内側と外側からすごく大きな波が押し寄せているように思います。何かというと、一つは、地域包括ケアなるもの、多分ドクターの方が相当頭を抱えておられるのではないかなど、医療系の方々がと思います。そういった国の政策があるということ。あともう一つは、他方で、従事者の確保がなかなか難しくなりつつあるということ、それに伴う事件というものも実は散見されるということ。そういったことを考えてみると、私どもがいる立場というのは、非常にこの2つの大きな課題を突きつけられている中で、このような審議をしていかなければいけない。それが、本当に命にかかわる、そういった部分にまで押し寄せてくるのではないかと考えると、本当に責任の重さを感じずには次第でございます。

改めて、皆様とともにいろいろと審議を進めて、議論させていただければと存じます。

皆様には、本当に本日はお疲れさまでございました。

司 会 ありがとうございます。

以上をもちまして、平成30年度第1回越谷市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。

皆様、ご協力大変お疲れさまでした。ありがとうございました。